

# 特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

## 第1章 総則

### 第1節 一般

- 1 本仕様書は、平成31年度畑地帯総合整備事業(担手育成)畝倉地区その7畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月宮崎県農政水産部）」に準じる。

## 第2章 材料

### 第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

### 第2節 検査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

## 第3章 器材規格

### 第1節 スプリンクラー及び散水チューブ

- 1 チーズ（樹脂製）
  - ・  $\phi 50-180^\circ$ （NCオス×NCメス）とする。
- 2 保護ボックス（屋外用）
  - ・ 保護ボックス(屋外用)は、プラスチック製で自動かん水タイマーを収納できるものとする。
- 3 自動かん水タイマー
  - ・ 自動かん水タイマーは、電磁弁一体型で口径は50mmとし、センサー入力ケーブルが付属する。電源は電池式とし、使用圧力0.1~0.6Mpaとし、散水日は曜日や日数で設定できるもので、散水回数は1日4回までとする。
  - ・ 継手については、NCオス×NCメス付継手とする。
- 4 NCチューブ継手
  - ・  $\phi 50 \times 34$ とする。
- 5 NCチーズ継手
  - ・  $\phi 50$ （90°型）とする。
- 6 NCエルボ継手
  - ・  $\phi 50 \times 90^\circ$ とする。

7 エルボ

- ・  $\phi 50-90^\circ$  鑄鉄製継手（白）とし、接続部はねじ込み式構造とする。

8 ユニオン

- ・  $\phi 50$ 鑄鉄管継手（白）とし、接続部はねじ込み式構造とする。

9 スプリンクラー（大型スプリンクラー）

- ・ スプリンクラーは、使用圧力 $0.30\text{Mpa}$ の時、散水量 $94.0\text{L/分}$ 程度、散水直径 $40.0\text{m}$ 程度の器種とする。
- ・ スプリンクラーは、部分回転式（全回転可）とする。

10 台車

- ・ 散水器の台車は、それぞれ簡単に移動可能な一輪車付とし、散水中に転倒しないよう、収納可能なスパイクを付属する製品とする。  
また、脚が自由な角度に設定でき、収納スペースが少なくすむ折りたたみ可能な製品とする。
- ・ 連結可能な台車とする。（すべての台車は1台で使用できるようキャップ付とする。）

11 接足管

- ・  $40A-1.0\text{m}$ とする。

12 取水曲管

- ・  $\phi 50-90^\circ$  アルミ合金製継手（マチノメス×NCメス）とする。

13 エルボ

- ・  $\phi 50-90^\circ$  樹脂製継手（NCオス×NCメス）とする。

14 ホース巻取り機

- ・ ホース取外し可能型とする。

15 SPG管（白）

- ・ SPG管（白）の接続部はねじ切り式構造とする。

16 ニップル

- ・  $\phi 50$ 鑄鉄管継手（白）とし、接合部はねじ込み式構造とする。

17 マチノ式接続金具

- ・ 給水栓との接続は、マチノ式継手とする。

18 ストレーナー

- ・ ディスク式とし、スタンド付メッシュ $40\sim 140$ で口径 $50\text{mm}$ とする。

19 減圧弁

- ・ 減圧弁は口径 $50\text{mm}$ とし、二次側圧力を $0.2\sim 0.4\text{Mpa}$ に調整可能なものとする。

20 散水チューブ（Bタイプ）

- ・ 1巻 $L=100\text{m}$ 、 $\phi 34$ 、散布半径 $5.0\text{m}$ とする。

21 ストッパー

- ・  $\phi 34$ 、散水チューブBタイプのものとする。

22 巻取機

- ・ 散水チューブBタイプのものとする。

## 23 導水ホース

- ・ 導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、常用圧力0.50Mpa以上0.70Mpa以下の製品とする。
- ・ 口径50mmの製品とし、継手については、NCオス×NCメス付継手とする。

## 第4章 散水器材の搬入

### 第1節 運搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

### 第2節 搬入場所

- 1 搬入場所については、あらかじめ担当者と打ち合わせを行い、畝倉地区内の指定する場所に搬入するものとする。

## 第5章 その他の特記事項

### 第1節 協力体制

- 1 器材を購入後最初の使用に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ、修理・交換を行うものとする。
- 2 器材の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

### 第2節 連絡先

宮崎県西諸県農林振興局 総務課

TEL 0984-23-3164

FAX 0984-22-7884

E-mail : nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp